

獣医療法に基づく 「北海道における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画」の策定について

【背景】

- 獣医療法（平成4年法律第46号）第11条において、都道府県は獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（都道府県計画）を定めることができることとされている。
- 北海道においてもこれまで3次に渡って計画を策定し、獣医療提供体制の整備を図ってきた。（第3次：平成23年度～令和2年度）

【第4次計画の策定】

- 令和2年5月27日に公表された国の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）」では、我が国の獣医療が、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性向上に寄与していくよう、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、提供体制の整備を図る必要があることが示された。
- 社会的ニーズに的確に応えるため、また、地域の実情を踏まえて具体化するため、学識経験者の意見を聴き「北海道における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（第4次）」を策定する。

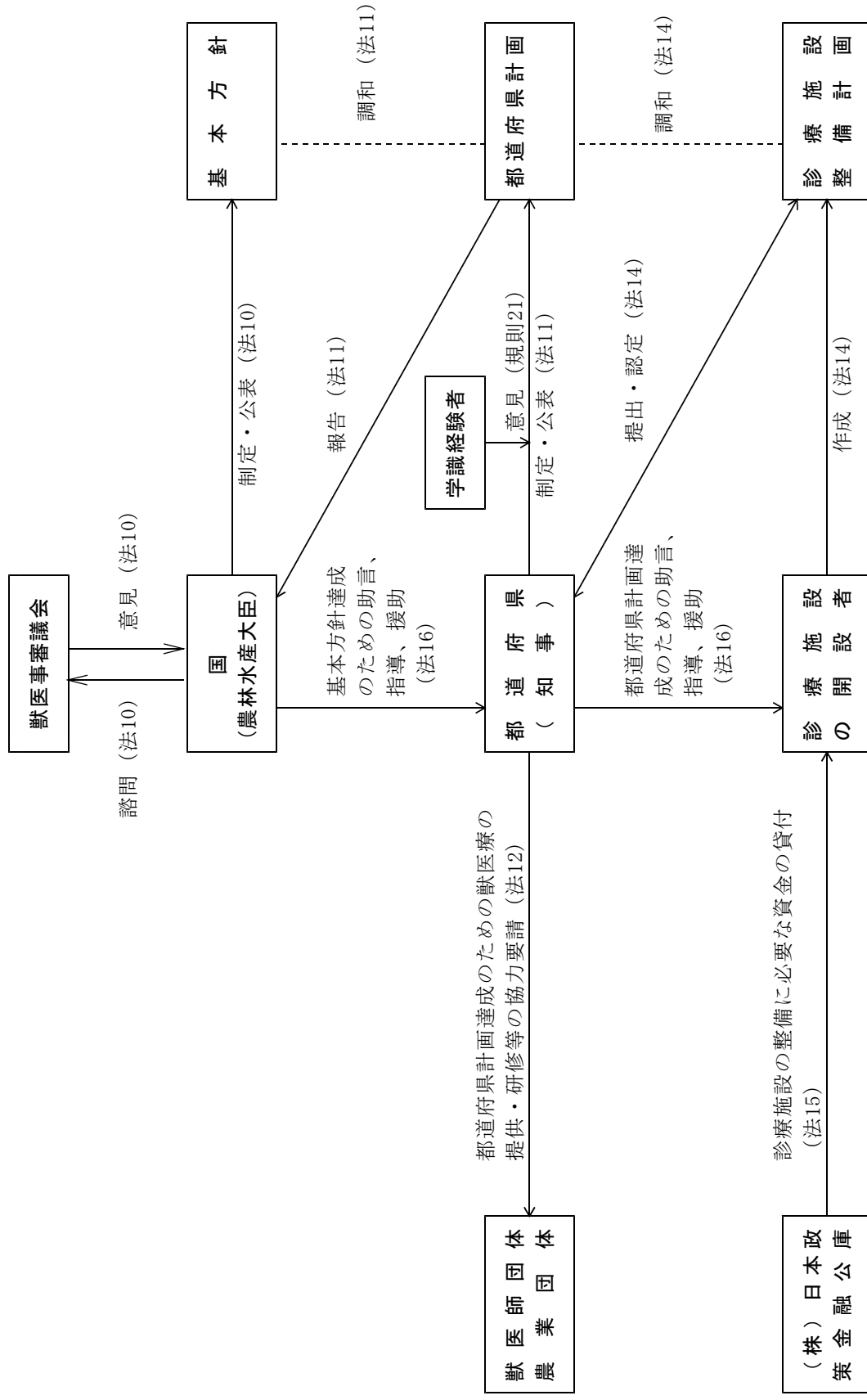
なお、獣医師等が産業動物の診療施設整備を計画し、その内容が本計画に資するものであると知事が認定した場合、獣医師等は日本政策金融公庫から施設・機器整備等に要する長期低利融資を受けることが可能となる。

また、知事が本計画を達成するために適当と認めた団体が、農林水産省の事業に応募・選定された場合は、産業動物獣医師確保のための修学資金制度を利用することができる。

【目標年度】

- 第4次においては、令和12年度を目標年度とする。

獣医療計画制度の仕組み



都道府県計画達成のため設備等とその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究、研修利用に努める。(法13)